

第4 調査票の整理及び審査

1 整理・照合

- ①調査票は、それぞれ地区番号、世帯番号及び世帯員番号順に整理する。
- ②「調査世帯名簿」に記入されている世帯の「栄養摂取状況調査票」があるかどうか照合する。
- ③「被調査者名簿」の各調査項目と調査票の有無が一致しているかを確認する。
 - ・特に、「被調査者名簿」の食物摂取状況調査の欄の○印は、「栄養摂取状況調査票」の3ページ以降の喫食者かどうかを確認する。
 - ・身体状況調査、生活習慣調査は、測定項目又は質問項目の回答が一切なされていない場合には、×印がついていることを確認する。(実施数には含めない)

2 審査

(1) 一般的注意事項

- ①審査については、調査項目ごとに全調査票をくりかえして審査する方法をとる。
- ②各調査票（調査世帯名簿、被調査者名簿、身体状況調査票、栄養摂取状況調査票、生活習慣調査票）及び血液検査依頼票の「地区番号7桁」「市郡番号1桁」「世帯番号2桁」「世帯員番号2桁」について、同一の調査対象者に対し、同一の番号を用いているかを厳重に審査すること。

※この調査においては、データ処理の段階で、各調査票の個人を関連づける共通項目が合致していなければ、結果的に重大な影響を与えることになるので特に注意すること。

- ③審査後、修正がある場合には、必ず黒鉛筆で修正すること。
(提出された調査票を研究所において審査する際、赤鉛筆を用いるため。)
- ④各調査票の確認後は、保健所ごとに「照会先記入用紙」(様式第6号)を作成すること。
- ⑤保健所ごとに提出された調査票は、都道府県・政令市・特別区ごとにまとめ、「送付票」(様式第7号)を作成すること。

(2) 身体状況調査票の審査

項目	審査内容
地区番号、市郡番号、世帯番号、世帯員番号 性別、年齢	・被調査者名簿の地区番号7桁、市郡番号1桁、世帯番号2桁、世帯員番号2桁、性別、年齢と一致しているか。
身長、体重、腹囲	・性、年齢に比してその数値が異常に大きい、または小さすぎるものがないかどうか。特に異常な値は、確認のうえ空欄に「身長・体重確認済」等注記しているか。
血圧	・収縮期(最高)血圧と拡張期(最低)血圧に矛盾がないか。
血液検査	・検査実施の有無の記入漏れはないか。 ・取扱い業者の血液検査依頼票と番号等が一致しているか。 ・検査依頼票の食後時間のチェックはされているか。

(3) 生活習慣調査票の審査

項目	審査内容
地区番号、市郡番号、世帯番号、世帯員番号、性別、年齢	・被調査者名簿の地区番号7桁、市郡番号1桁、世帯番号2桁、世帯員番号2桁、性別、年齢と一致しているか。
問(質問)	・各質問に対して、記入漏れや誤りがないか。

(4) 栄養摂取状況調査票の審査

① 表紙及び世帯状況の欄

項目	審査内容
地区番号 市郡番号 世帯番号 世帯員番号	・地区番号7桁、市郡番号1桁、世帯番号2桁、世帯員番号2桁が正確に記入されているか。
世帯員番号と氏名	・「調査世帯名簿」の世帯番号、世帯主氏名と世帯状況欄の世帯員番号、世帯主氏名が一致しているか。世帯番号の重複がないか
生年月	・「被調査者名簿」の世帯員番号、氏名と世帯状況欄の世帯員番号氏名が一致しているか。記入漏れがないか。
性別	・明治、昭和などの元号をとりちがえたものがないか。
妊娠・授乳の別 及び週数	・性別(男女)の○印をとりちがえたものがないか。
仕事の種類	・女子について該当者の記入漏れがないか。
身体活動レベル	※現在、妊娠・授乳しているものについて、○印がついているか。 ※性別が「男」に○印がついているものがないよう照合すること。
	・仕事の種類の番号が記入されているか。
	・8歳以上の者について「仕事・家事」、「余暇・運動・移動」のそれぞれの「中強度」「高強度」の活動時間に○印がついているか。

② 食事状況の欄

個人毎に、「外食」、「調理済み食」、「給食」、「家庭食」及び「欠食」の該当番号の記入があるか。

③ 歩行数記入欄

世帯員番号、氏名が世帯状況欄と一致しているか。

④ 食物摂取状況の欄

- ・案分比欄の氏名と番号が、世帯状況欄の氏名、世帯員番号と一致しているか。
- ・食品番号に対して摂取量が記入されているか。
- ・調理コード欄に「B」、「R」、「X」以外の不適切なコードが記入されていないか。
- ・外食及び給食番号を使用している場合、「何人前」で記入してあるか。
- ・惣菜類の摂取量が重量(g)で記入されているか。
- ・小数点は、1マス使用して、はっきり記載されているか。
- ・案分比率が区分の線のすぐ下の行に記載されているか。

⑤ 確認者氏名の欄

調査員記入後、必ず保健所職員が内容の確認を行い、調査票表紙の「確認者氏名」欄に署名をすること。

第5 調査票等の提出

1 提出書類

提出する調査関係書類は、以下のとおり。

- 身体状況調査票 (73頁参照)
- 栄養摂取状況調査票 (74、75頁参照)
- 生活習慣調査票(15歳以上用)(76～78頁参照)
- 生活習慣調査票(3～14歳用)(79～80頁参照)
- 調査世帯名簿 (88頁参照)
- 被調査者名簿 (89頁参照)
- 照会先記入用紙 (90頁参照)
- 送付票 (91頁参照)

2 調査票などの提出部数

- ① 調査票は、送付票に示された種類ごとに、地区ごとにひも綴じ又はダブルクリップなどで取りまとめ、地区番号順に重ねること。
- ② 送付票を上部に添付して提出すること。
被調査世帯名簿及び被調査者名簿によって、それぞれの調査票ごとに照合し、枚数の誤りのないようにすること。

3 梱包上の注意

- ① 梱包は、郵送の途中で破損、散逸の恐れがないよう十分留意すること。
- ② 梱包の表書きには「国民健康・栄養調査」と明記し、梱包2個以上にわたる場合は「何個のうち何個」と付記すること。なお、梱包の内容についても明記すること。

4 提出期限

平成17年12月26日(月)【期限厳守】

5 梱包のあて先

送付票の公文書(厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長あて)は、調査票とともに梱包し、下記あてに送付すること。

〒162-8636
東京都新宿区戸山1-23-1
独立行政法人国立健康・栄養研究所
国民健康・栄養調査担当
TEL 03-3203-5724
FAX 03-3202-3278